

建築基準法に抜本的な再改正を

2008年9月9日、創立20周年を迎えるにあたって (株)希望社<岐阜市>

提案

- 一、建築確認・検査の対象を「集団規定」および「単体規定」のうち、社会基盤と国民の生命保護に直接かわるものに限定する。
- 二、設計は建築主の委託によりライセンスを持つ設計者があたるものである。そこに行政の裁量判断が加えられてはならない。建築物に対する責任は、設計の権限を持つ設計者にあり、結果責任は設計の権限を委託した建築主にあることを明確にする。
- 三、行政の確認・検査によってではなく、業界が自らの持つ社会的責任を再認識し、自己改革することで建築物の品質を確保する。

JCM(日本型コンストラクション・マネジメント)の希望社が1988年の設立以来、本日9月9日をもって20周年を迎えた。国際社会において独特とされる日本の建設産業の制度、建設生産の組織習慣を改革し、建築主本位の建築のあり方を提唱して誕生した希望社は、JCMの旗手として新しいビジネスモデルを我が国に根付かせた。創設者の桑原耕司氏が鍛えた果敢な企業

精神、バイタリティーあふれる経営姿勢は、20年経った今日でも衰えることはない。「談合のない公共工事」を始めとし、市場競争原理に基づく「透明で開かれた建設生産」を実証。その取り組みは一般社会を啓発し、広く知られるようになっていく。そんな希望社が今「改正建築基準法(07年施行)」の法的・システムの欠陥の問題を前に捉え、速やかな是正を求める行動をス

タートさせた。その提起は、「我が国の建築制度の根幹を成す建築基準法が時代に適応できるものではなく、改正によってそのほころびがますます露呈した状態にある。建築生産の実態に沿った法律にするよう、基準法に対し抜本的な再改正を求める」という内容だ。創立記念にちなみ、希望社の主張を同社提供による資料で詳細に紹介していく。

消費者のための再改正を

今改正は、建築業界を疲弊させ、技術発展の妨げになっている。それらは建築主の負担となり返ってくる。この状況を真に改正するためには、官・業・発注者のそれぞれの責任の所在を明確にし、現実と乖離(かいり)した建築基準法を建築生産の実態に合ったものにしなければならぬ。

建築業界が自らの社会的役割を問い直し、自助努力すること、信頼を回復し、設計士と建築主が一体となり、責任を持ち計画を進めることで、より良い建築を安く手にできるだろう。

1988年清水建設を退社し、希望社を設立、日本型JCMを提唱し、多数のマスコミで紹介される。ユニークな会社経営でも注目されている。



代表取締役会長 桑原 耕司

形骸化した審査制度

明治時代に西洋の建築技術が日本に入ってきたから、建築は国家の指導・統制のもとで発展した。そして第二次世界大戦敗戦後、増大した建築需要への対応や建築の自由が考慮され、建築計画が必要最低限の基準に適合することを行政が確認する建築確認制度が定められた。

しかし、その後60年の間に、建築技術は大きな進歩を遂げ、建築生産の担い手は官から民間へ移っていく。実務経験のない行政は、高度で複雑な建築技術把握できなくなり、審査は形骸化した。

許可制度ではない建築確認

そもそも建築確認は、法に定める最低限の基準を満たしているかどうかを確認するものであり、それ以上の役割も責任も負っていない。しかし、行政は確認制度を許可権限のように扱い、建築士はそれに従ってきた。そのため国民は、行政が安全を保証しているように思いこんできた。

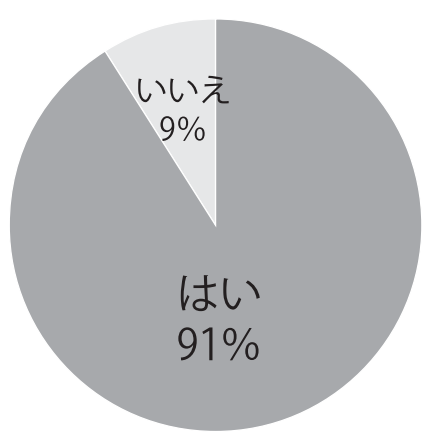
設計する権限と責任は、建築士にあることを明確にする必要がある。建築士は、信義を重んじ、責任を持って発注者に伝えるために、技術力の向上に努めるべきである。

改正法施行後の現状

2005年に起きた耐震偽装事件。国は、建築基準法の改正を以って対策とした。確認制度の果たす本来の役割と限界をあいまいにしたまま審査を厳格にしたため、ますます現実と乖離したものになった。

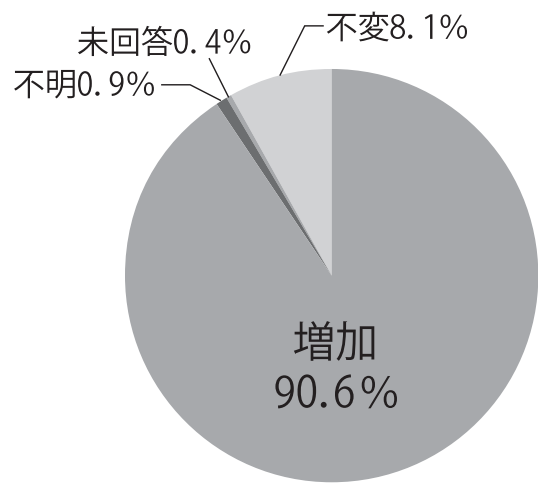
時代に対応できなくなっている建築基準法に、誤った改正が加えられたことで、建築界に混乱を招き、日本国民の生活に深刻な影響が生じている。希望社は、これらの状況を打破するため、建築基準法の根本的な改正を提起し、行動を開始する。

Q 改正建築基準法の悪影響を受けましたか
(建設関連産業の従事者に質問) ※1



▶ 準備不足のまま法が施行されたことで、建築業界は混乱。建設関連従事者からは、現実的でない改正であるとの声が上がった

Q 改正前と比較し、設計開始から確認申請受付までの所要人日数は ※2



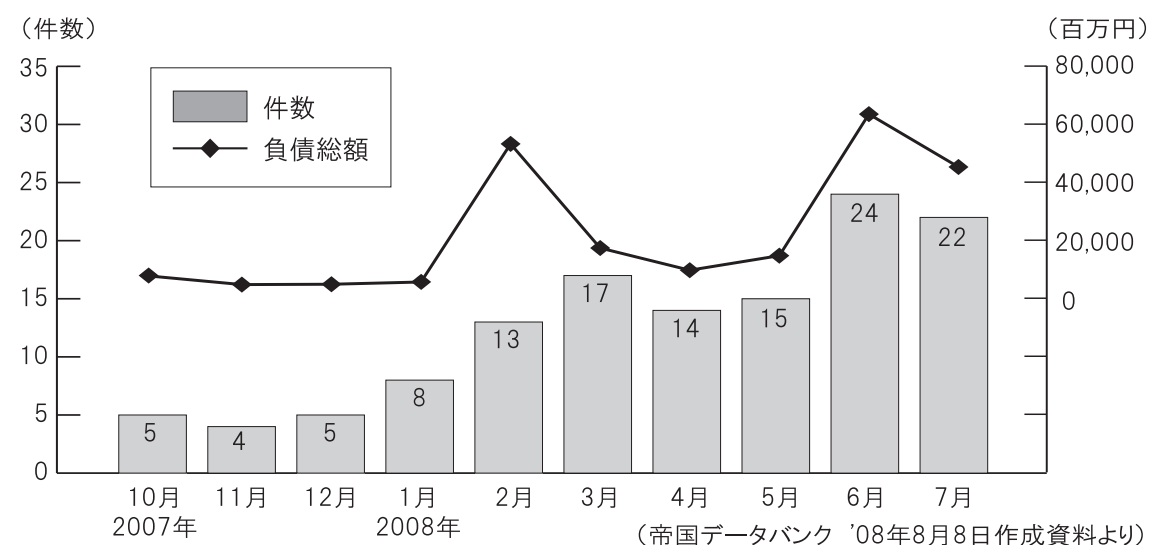
▶ 大多数の設計者にとって、本来の設計業務とは別に、膨大な書類を整えることに労力を割かれる不毛な事態が起きている

建設産業従事者の声(抜粋) ※1

- ◆ 公僕である官僚がまさしく国民不在なやり方で(官儀的に)決めたものとおもえません。国の経済状況を考えられない人は官僚ではない。大臣も同じ。(建築工事業、防水工事業)
- ◆ 役人は実務がわからない。その上、国民の方を向いていない。建築基準法再改正の国民運動を議員立法で起こそうではありませんか。(建築家)
- ◆ 根本的な建築基準法の改正が必要。行政は都市計画法などの基本法や条例に適合の有無を判断するだけにすべき。(一級建築士)

設計事務所の声(抜粋) ※2

- ◆ 構造技術者への負担が大きくなり、需要と供給のバランスから再委託料が高騰、構造設計業務を再委託しての受注は採算が取れない状況である。そして構造設計技術者の処理能力を超えた作業の要求は新たな業務ミスを生む恐れがある。
- ◆ 今回の法の変更は、事務所の経営を圧迫し、閉鎖すら視野に入れて運営せざるをえなくなっています。
- ◆ 行政や指定確認検査機関、適合性判定機関によって指摘事項にばらつきがある。



改正建築基準法
関連の倒産推移

※1 (株)希望社発行の建築情報誌「飛翔」特別号「建築基準法再改正のために」アンケート結果より/回答数125名(建築関連産業91名)/08年7月
※2 (社)日本建築士事務所協会連合会 6月改正後の建築確認申請に関するアンケート結果より/回答数385社(建築事務所)/08年5月



コンストラクション・マネジメント
株式会社 希望社

本社 〒500-8262 岐阜県岐阜市西部本郷1-63-3
058-272-9179
代表者 桑原耕司、小野本章
売上高 3,569,270,000円(2007年度)
設立 1988年9月9日
社員数 149名
事業内容 建築設計・施工、コンサルティング、施工図作成、建築現場への人材派遣、不動産販売・賃貸、住宅、ウィークリーホテルやグループホームの運営

http://www.kibousha.co.jp/

おかげ様で創立20周年!

希望社は9月9日、創立20周年を迎えました。今後も建築主と多くの市民の利益に貢献できるよう役割を担っていきたくと思っています。

「建築基準法再改正を考える集い」開催
日時:2008年9月13日(土) 10:00-17:00 場所:希望社本社

希望社は、建築基準法再改正を求め、様々な人の声を集め、発信していきます。参加ご希望の方は、058-272-9179まで。

記念公演 舞太鼓あすか組「飛翔」開催
日時:2008年10月5日(日) 会場:サランカホール(岐阜市)

創立20周年を記念して、無料コンサートを開催します。ホームページから応募下さい。(申込締切:9月15日)